

特定非営利活動法人スペシャルオリンピックス日本・富山

入会金及び年会費規定

定款第8条の規定により次のとおり定める。

■入会金及び会費は、下記に掲げる額とする。

(1) 入会金

0円

(2) 年会費

正会員	個人		5,000円
	団体・企業		10,000円
賛助会員	個人	1口	3,000円
	団体・企業	1口	10,000円